

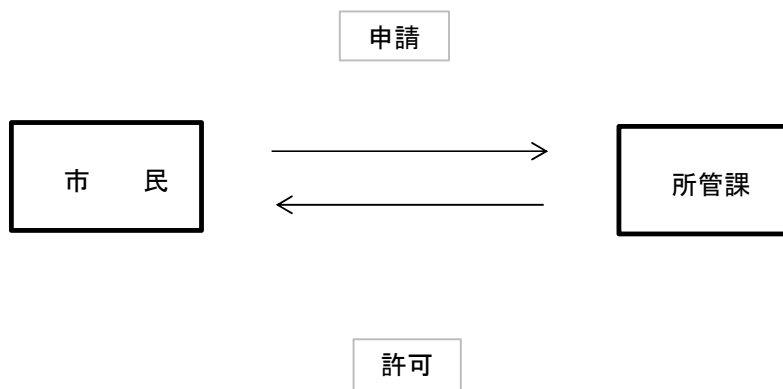
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	下水道施設工事施工承認及び施工変更承認	
処 分 の 概 要	公共下水道管理者以外の者が、公共下水道施設に関する工事を行うことを許可するもの。	
根 拠 法 令 名	下水道法(昭和33年法律第79号)	
条 項	第16条	
所 管 課	下水道整備課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間程度	
標 準 処 理 期 間	計	1週間程度
審 査 基 準	<p>申請者施工と柵申請の取り扱いについて、公共下水道の申請者施工に係る取扱いに準じた松山市下水道条例施行規程第17条に基づく申請があること。</p> <p>【根拠法令等】                  下水道法                  第16条 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。</p> <p>松山市下水道条例施行規程                  第17条 法第16条の規定により公共下水道の施設に関する工事を施行しようとする者は、下水道施設工事施行(変更)承認申請書(第23号様式)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。                  2 管理者は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、承認したときは、下水道施設工事施行承認書(第24号様式)(変更申請の場合にあっては、下水道施設工事施行変更承認書(第25号様式))を申請者に交付する。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。